

株式会社ネットフォレスト コワーキングスペース会則

株式会社ネットフォレスト（以下、「当社」といいます。）は、当社が運営管理するコワーキングスペース及びその付帯設備を会員（第 8 条に基づき当社と契約を締結された方）に円滑かつ適正にご利用いただくことを目的とした会則（以下「本会則」といいます。）を以下の通り定めます。

第1条 （コワーキングスペースの名称）

当社が運営管理するコワーキングスペースは、／Bangarrow(バンガロー、以下「当スペース」といいます。) と称します。なお本会則においては、当スペースに付帯する一切の設備についても当スペースに含めるものとします。

第2条 （当スペースの目的）

当スペースは、作業スペースの共有を通じ会員相互の協業、意見交換、交流を図ると共に、地域社会における健全で明るいコミュニティづくりに寄与することを目的とします。

第3条 （当スペースの設置場所）

当スペースは、当社が賃借人である以下の物件（以下、「当スペース設置場所」といいます。）に設置します。

神奈川県横浜市神奈川区栄町 5-1 横浜クリエーションスクエア 16F の一部

第4条 （サービスの内容）

1. 本会則は、当社が当スペースにおいて提供する以下のサービス（以下、「当社サービス」といいます。）に共通して適用されるものとします。
 - (1) コワーキングスペース 一時利用サービス（以下「ドロップイン」といいます。）
 - (2) コワーキングスペース 月額利用サービス（以下「月極」といいます。）
 - (3) 貸し会議室サービス（以下「会議室」といいます。）
 - (4) 前各号に付随するサービス
 - (5) その他、当社が別途定めるサービス
2. 当社は、当社サービスの運営上、個別のサービスに対して契約約款や利用上の注意などの諸規程を設けることがあります。諸規定は本会則の一部を構成するものとし、本会則と諸規定の内容に差異がある場合は諸規定の内容を優先するものとします。
3. 当社は、原則として当社営業日の 10 時から 21 時まで（以下「営業時間」といいます。）の間、会員に対して当社サービスを提供するものとします。

第5条 （インターネット接続サービス）

1. 当社は、会員に対し、会員が持参する一般的な Wi-Fi 機器を用いてインターネットに接続できる環境（以下「インターネット接続サービス」といいます）を提供するものとします。
2. 当社の提供するインターネット接続サービスは、当スペースを利用する全ての会員および当社をその利用対象者とし、その設備は共用されることを会員は理解するものとします。

3. 会員が当社の提供するインターネット接続サービスを利用する場合、以下の各号について当社が何ら保証せず、また一切の責任を負わないことに同意するものとします。
 - (1) インターネット接続の確実性、安定性、通信速度、品質
 - (2) インターネット上のウェブサイトなどの適合性、安全性
 - (3) インターネットですぐ入手可能なシステム・プログラムやファイルなどの適合性、安全性
 - (4) 会員、会員機器および会員機器上の情報の保全
 - (5) 第三者による会員機器への不正アクセスおよび改変の防止
 - (6) その他、インターネット接続サービスの利用に関して生じたトラブルなど
4. 会員は、当社の提供するインターネット接続サービスを利用する場合、以下の行為を行わないことに確約するものとします。
 - (1) 違法、不当、公序良俗に反する行為
 - (2) 他の利用者に対し支障を与える態様で本サービスを利用する行為
 - (3) 本サービスを利用して、第三者または当社に迷惑・不利益を及ぼす行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為
 - (4) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為
 - (5) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改ざん、消去する行為
 - (6) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供または使用する行為
 - (7) その他、上記に類する当社が不適切であると判断する行為
5. 当社は、当社が必要であると認めた場合またはやむを得ない事由が生じた場合、会員のインターネット接続サービス利用の一部あるいは全部を制限できるものとします。
6. 当社は、当社が必要であると認めた場合またはやむを得ない事由が生じた場合、インターネット接続サービスの提供を一時的あるいは恒久的に停止できるものとします。
7. 原因の如何および帰責性の有無に関わらず、インターネット接続サービスを利用できないことに起因して会員に損害が生じたとしても、当社は会員に対してその損害を賠償する責任を負わないものとします。

第6条 (会員・契約期間)

1. 当スペースは会員制とし、当スペース施設および当社サービスを利用するには当社が定める以下のいずれかの会員種別であらかじめ契約しなければならないものとします。
 - (1) 月極会員
 - ① 個人会員
 - ② 法人会員
 - (2) 一時会員
 - ① ドロップイン会員
 - ② 会議室会員
2. 当社は前項以外の会員種別を別途定めることがありますが、当該種別を常に提供する義務を負わないものとします。
3. 会員種別ごとの契約期間および最低利用期間は別途定めるものとします。
4. 法人会員は当社が別途定める人数を上限として当該法人に所属する従業員が当スペースを利用す

きるものとし、この際、当該従業員が本会則に抵触した際には法人としてその責を負うことに同意するものとし、

5. 会議室会員は当社が別途定める人数を上限として第三者を当スペースに同伴することができるものとし、この際、当該会員は同伴者が本会則に抵触した際には自己が抵触したものとしてその責を負うことに同意するものとし、

第7条 (入会資格)

当スペースの入会資格は以下の全てを満たすこととし、

- (1) 月極会員の場合、法人、成年の方または親権者の同意のある未成年の方
- (2) 本会則および当スペースの諸規則を遵守する方
- (3) 当スペースの目的に賛同する方
- (4) 暴力団関係、薬物常用でない方
- (5) 以前に当スペースを除名されていない方
- (6) 過去あるいは現在、当社との間で紛争状態にない方

第8条 (入会手続)

1. 当スペースへの入会を希望する方は、所定の申込方法により入会申込を行い、当社による審査を受けた後、当社が承認したときに、当社との契約が成立し、当スペースの会員とになれるものとし、
2. 当スペースは審査方法、審査過程、および審査の内容を当スペースへの入会を希望する方に開示する必要は無いものとし、

第9条 (会員証)

1. 当スペースは会員に対して会員証を発行し、貸与するものとし、
2. 会員が当スペース諸施設を利用する時は、会員証を必ず受付に提示し所定の手続きをするものとし、
3. 会員は会員証を第三者に譲渡または貸与することはできません。譲渡または貸与した事実が判明した場合、当スペースはその会員を除名できるものとし、
4. 会員は会員証を紛失した場合には、すみやかに当社に届け出るものとし、
5. 会員証の再発行手数料は会員負担とし、発行手数料として当社が別途定める費用を当社に支払うものとし、
6. 会員は、会員資格を喪失したときは、直ちに当社に会員証を返還するものとし、

第10条 (入会金・会費等)

1. 入会金・諸会費・諸料金等の金額・支払時期・支払方法は、当社が別途定めるものとし、
2. 会員が一旦納入した入会金および諸会費・諸料金について、当スペースは理由の如何を問わず返金しないものとし、
3. 当スペースは、当スペースの運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動に応じて、入会金・諸会費・諸料金等の金額を変更することができるものとし、

第11条 (退会)

1. 月極会員が当スペースを退会する場合は、退会希望月の 10 日までに当社が別途定める書面にて当社に届け出るものとします。書面に不備がある場合、または 10 日より後に当社に提出された場合、翌月末日以降での退会となります。
2. 月極会員から退会届が提出された場合、特段の不備が無い限り当社はこれを受理し、5 営業日以内に会員に対して当月末日での退会を受理した旨、書面または会員が当社に登録している電子メールアドレス宛のメール送付など、当社が適切と考える方法でこれを通知するものとします。
3. 退会届が受理された時点で月極会員が何らかの費用を滞納している場合、月極会員は当社が指定する方法および期日でこれを支払うものとします。
4. 一時会員の場合、当社に退会を申し出て諸会費・諸料金を支払った時点で退会とします。

第12条 (除名)

1. 会員が下記の各項に該当するときは、当社は当該会員を除名することができ、当社が除名した旨を通知する書面を送付した、または会員が当社に登録している電子メールアドレス宛にメールを送付したなど、当社が適切と考える方法でその旨を通知した時点で会員はその資格を即座に失います。
 - (1) 当スペースの会則、その他諸規則に違反したとき
 - (2) 当スペースの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき
 - (3) 会費その他の債務を滞納し当社からの催告に応じないとき
 - (4) 入会に際して当社に虚偽の申告をしたと判明したとき
 - (5) 当社が当スペース会員としてふさわしくないと判断したとき
 - (6) 第 17 条に違反したとき
2. 除名は、当社から会員にする損害賠償請求を妨げるものではありません。
3. 除名された会員は、当社に対し、除名を理由として損害賠償その他一切の請求ができないものとします。

第13条 (資格喪失)

会員は下記の各項に該当したとき、即座に会員資格を喪失します。

- (1) 当該会員が退会したとき
- (2) 当該会員が除名されたとき
- (3) 当該会員が死亡したとき
- (4) 法人会員の法人が、破産手続き、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する倒産手続きなどの開始の申し立てを行い、あるいはそれらの申し立てを受けたとき
- (5) 当社が当スペースの一部のサービスを終了し、当該会員がそのサービスのみを契約していたとき
- (6) 当社が当スペースの全てのサービスを終了したとき
- (7) その他、前各号に準ずる重大な事由が生じたとき

第14条 (変更事項の届出)

1. 会員は、住所、連絡先及びその他入会申込み事項に変更があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 当社から会員への個別の通知は、会員から届け出のあった最新の情報を元を実施するものとします。当該情報に誤りがある、または最新の情報では無い、などにより会員が不利益を被ったとしても当

社はその責任を負わないものとします。

第15条（免責）

1. 当スペースの利用に際して生じた一切の事象について、当社に故意または重大な過失があった場合を除き、当社はその責任を負わず、また会員に対する損害賠償義務も負わないものとします。
2. 会員同士あるいは会員と第三者の間で生じたトラブルについては当該会員が解決するものとし、当社は仲裁などの義務を負わないものとします。

第16条（不可抗力）

天変地異、法令およびこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、輸送機関もしくは倉庫業者の保管中の事故、通信回線の事故、仕入先の債務不履行、食中毒等の疾病、当社施設内での怪我その他当社の合理的支配が及ばない事由等の不可抗力を原因として、当社施設の業務が停止し、会員に対する本サービスの提供ができなくなった場合、これにより会員に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言辞または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為

第18条（損害賠償）

会員が当スペースの利用に際し、自己の責に帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は速やかにそれを賠償する義務を負うものとします。

第19条（遺失物）

1. 会員は当スペースの利用を終了する際には、当社が別途承認した場合を除き、持ち込んだ全ての物品を持ち帰るか、当社指定の廃棄場所に廃棄するものとします。
2. 持ち主が不明の物品について、当社は原則として最長 7 日の間、善良なる管理者の注意義務をもって当該遺失物を保管しますが、その後は当社の判断で処理できるものとします。

第20条 (本会則等の改定)

1. 当社は、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他当スペースの運営・管理に関する事項（以下、「本会則等」といいます。）の改定を行うことができるものとします。
2. 本会則等の改定を実施するときは、当社は原則として1ヶ月前までに施設内への掲示及び当社ウェブサイトにて告知するものとします。
3. 本会則等の改定内容が施行された時点から、全ての会員が当該変更内容およびその適用に同意するものとします。

第21条 (諸規則の厳守)

会員は、当スペースの利用に際して、本会則等、また当社が入居する建物設備の使用規定等を遵守しなければならないものとします。

第22条 (入場禁止・退場)

当社は、会員が下記の各項に該当する場合は、その会員に対して当スペースへの入場禁止及び当スペースからの退場を命じることができるものとします。

- (1) 他の会員に迷惑を及ぼしていると当社が認めたとき。
- (2) 当スペース設置場所の管理者の定めた規則に違反したとき。
- (3) 当スペースの一部あるいは全部を占有したとき。
- (4) 当社の許可なく、当スペースの一部あるいは全部に物品を置いたとき。
- (5) 当社の許可なく、第三者を当スペースに入場させたとき。
- (6) 当社従業員の業務を妨害したとき。
- (7) 伝染病等に罹患するなど、当スペースの衛生管理上、問題があると当社が認めたとき。
- (8) 当社の許可なく当スペースにおいて物品の売買、営業、勧誘、宗教活動および政治活動などを行ったとき。
- (9) 当スペースにおいて、情報商材の販売事業、性風俗関連事業、マルチ商法および類似の事業、賭博および類似の行為・事業などを行ったとき。
- (10) 当スペースおよびその周辺において、暴力行為や威嚇行為により当社、他の会員および第三者に不安を覚えさせたとき。
- (11) 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為をしたとき。
- (12) 当スペースに落書きや造作をしたとき。
- (13) 当スペースに動物を持ち込んだとき。ただし、盲導犬や聴導犬などの補助犬は除く。
- (14) 当スペースに危険物を持ち込んだとき。
- (15) 音、振動、臭気などを発し、他人に迷惑を及ぼす可能性のある物品を当スペースおよび当スペース設置場所に持ち込んだとき。
- (16) 当スペースで火気を使用したとき。

- (17) 当社が指定した場所以外でタバコ（電子タバコ、加熱式タバコ、それに類するものを含む）を吸ったとき。
- (18) 当スペースに酒気を帯びて来場し、または当スペースで飲酒したとき。ただし、当社主催のイベントや当社が個別に認めた場合は除く。
- (19) 当スペースへの入場に際して虚偽の申告をしたとき。
- (20) 当社または当スペースの名誉または信用を傷つけたとき。
- (21) 当スペースに居住または宿泊したとき。
- (22) 当社が不適切と判断する行為または事業をおこなったとき。
- (23) その他、本条各号に準じる行為をしたとき。

第23条（サービス提供の休止）

1. 当スペースは、当社が別途定める定期の休業日を設けるほか、当社が企画し実施する諸活動、施設整備、その他やむえない事由が発生した場合、一部あるいは全てのサービス提供を休止することができるものとします。
2. 前項の場合、当社は原則として事前にその旨を施設内及び当社ウェブサイトに掲示しますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第24条（サービス提供の終了）

1. 当スペースは、当社が必要と認めた場合、1ヶ月前までに当スペース内及び当社ウェブサイトにてその旨を掲示し、告知した上で、一部あるいは全てのサービス提供を終了することができるものとします。
2. 前項の場合、当社は料金を前納している会員に対し、一部あるいは全てのサービスの終了月の翌月以降の前納分に相当する諸会費・諸料金を返金するものとします。

第25条（提供情報の取り扱い）

1. 当社は、会員が当スペース利用に当たって当社に提供した情報（個人情報を含む）を以下の目的のために利用し、会員はこれに同意するものとします。
 - (1) 当スペース利用に伴う会員の管理
 - (2) 当スペース利用に伴う当社からの連絡
 - (3) 前各号のほか、会員の事前の同意を得た目的
2. 会員情報は当社で厳重に管理・保管し、利用が終了した情報については当社が定める時期に適切な方法により廃棄処分します。
3. 会員が提供した情報の変更・訂正、または開示・利用停止の申し出が会員本人からあった場合、当社所定の手続きに従って本人確認を行ったのち、合理的な期間、妥当な範囲内で対応します。

第26条（録画情報の取り扱い）

1. 当社は、当スペース内に監視カメラを設置し、以下の目的のために映像を録画保存します。
 - (1) 当スペースの安全管理
2. 録画保存した情報は当社で厳重に管理・保管し、当社が定める期間経過後に適切な方法により廃棄処分します。

第27条（協議事項）

本会則の解釈に疑義が生じ、または本会則に定めのない事由が生じた場合、当社および会員は、誠意をもって協議の上、それを解決するものとします。

第28条（準拠法など）

1. 本会則の準拠法は、日本法とします。
2. 当社と会員の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本会則は2018年7月1日より施行します。

以上